

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 仲野武志

本論文の長所としては、以下の点が挙げられる。

第1に、本論文は、行政法を特徴付けるものとされてきた「公権力の行使」概念について再考の必要があるとの認識のもとに、行政法の構成の仕方における2つの立場、すなわち、個別主体に帰属する主観的権利を基本単位として実体法を構成していく「主観的構成」と、権利の段階よりも上位にある行政法上の秩序・制度を基本とし、全体的制度とその部分たる地位の相互規定として実体法を構成していく「客観的構成」の対立について考察するものであるが、そこでは、この主観的構成・客観的構成の理論展開が、独仏伊の3国にわたって、かつ、一貫した視点で精緻に分析されており、まずその点が高く評価される。特に、わが国ではほとんど研究がされていなかった、サンティ・ロマーノを中心とするイタリアの公法理論の本格的な研究にまで踏み込んだことの意義は大きい。

第2に、本論文においては、著者の明確な問題意識に基づく主張が展開されており、読者にとって、その主張を全面的に肯定するかどうかはともかく、論文のモチーフを明瞭に認識しうるものとなっている。すなわち、行政実体法を主観的権利の複合体として把握する主観的構成によっては、行政法において重視されるべき「権利に至らない利益」を保障することができないという問題意識のもと、主観的構成に対するアンチテーゼとしての客観的構成の成立条件を解明すべく、一貫した論旨が展開される。最近のドイツおよび日本で有力に説かれているいわゆる法関係論に対する polemik となっていることも注目されよう。

第3に、単なる比較法理論研究にとどまらず、その成果を踏まえて、わが国の実定法について、法律上の一定の外延を持った不特定者の利益としての「凝集利益」概念の提唱など、具体的な主張が展開されていることも、長所として挙げられよう。本論文に示されたところは、日本の実定法解釈論とし

ての新たな展開の可能性を示唆するものとなっており、今後の一層の研究の進展が期待される。

もつとも、本論文にも、問題点がないわけではない。

第1に、わが国の実定行政訴訟制度の前提条件とそれをめぐる議論の分析においてやや手薄な観がある。すなわち、憲法および裁判所法における司法権ないし法律上の争訟の概念についての著者の見解が、必ずしも明瞭な形で提示されていない点は惜まれる。また、凝集利益が事前の参画手続を媒介として事後の争訟を基礎付けることを個別立法例に即して論じている部分も、行政訴訟制度と行政手続法制との関係の総論的な検討が加味されればいっそう厚みを増したであろうと思われる。

第2に、全体的に、論旨を進めることに意識が集中し、周辺事情の解説が十分とはいえないという問題がある。たとえば、フランス行政法学の展開においては行政裁判所の判例が重要な位置を占めており、本論文でも多数の判例への言及があるが、それぞれについての説明が必ずしも丁寧とはいえない箇所がみられる。

しかし、このような問題点も、本論文の価値を大きく損なうものとはいえない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。